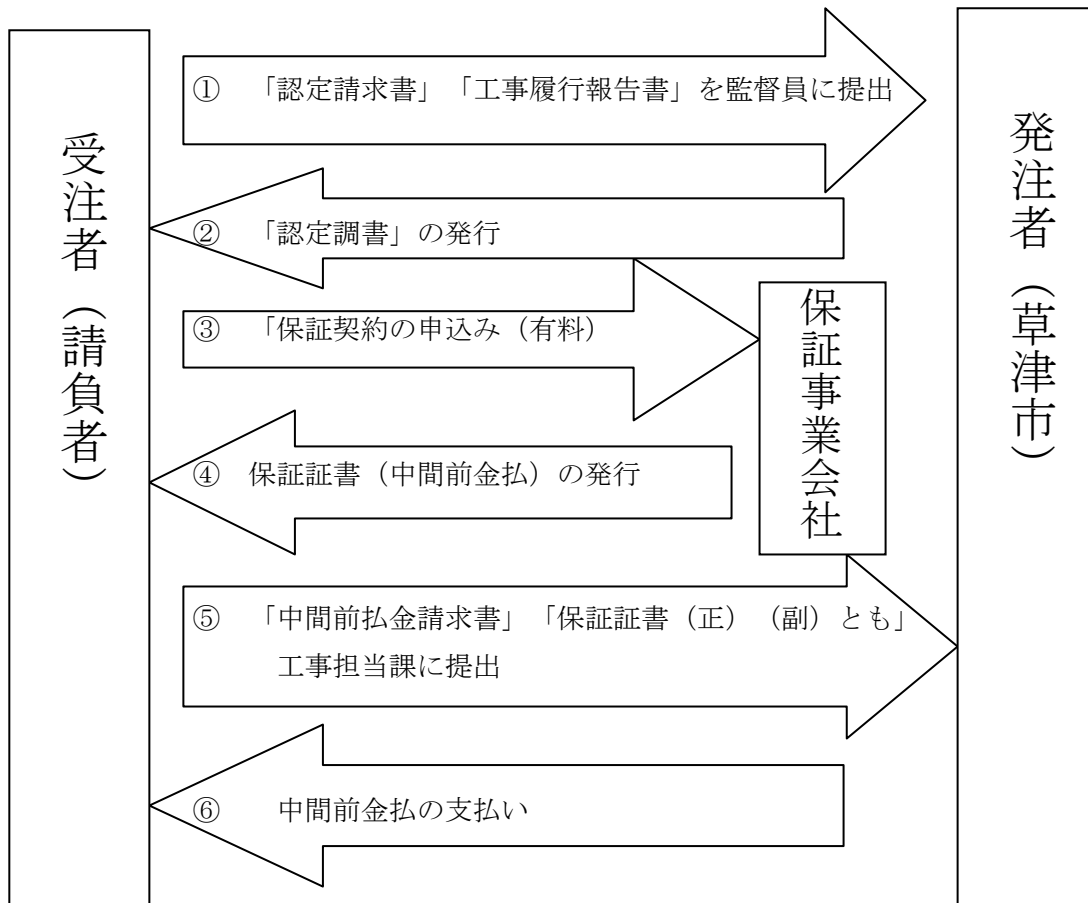


【手続きの流れ】



①中間前金払の認定を受けるにあたって所定の「認定請求書」「工事履行報告書」を提出します。提出先：工事担当課

認定の条件

- (1)前金払を受けていること。
- (2)部分払を受けていないこと。
- (3)工期の2分の1を経過していること。
- (4)工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (5)工事履行報告書の実施工程の報告が50パーセント以上であること。
(搬入済みの材料、製造工場にある製作品に係る請負代金額相当額を含みます。)

②認定請求を確認した結果、受注者に対して「認定調書」を発行します。

③「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前金払の保証契約を申し込みします。

④保証事業会社から中間前金払の保証証書が発行されます。

⑤中間前金払の保証証書(正)(副)を添えて中間前金払の請求書を提出します。

提出先：工事担当課

⑥受注者に対して中間前金払の支払を行います(振込口座は前金払と同じ口座)。